

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

企画部 人事課

監査期間 平成28年 8月18日から
平成28年 9月16日まで

指摘事項	措置状況
(1) 西尾市互助会互助救済事業補助金 交付事務において、補助事業等実績 報告書が提出されていなかった。 今後の事務にあたっては、西尾市補 助金等交付規則に則った事務を遂行 されたい。	・平成28年度より西尾市補助金等交付規則により 実績報告書を提出します。
(2) 西尾市職員互助会クラブ活動補助 金において、すでに認定を受けてい るクラブが継続して認定を受けよう とするときは、毎年4月末日までに 規定する書類を提出しなければなら ないが、期限までに提出していない クラブが散見された。また、補助金 を受けようとするクラブは、毎年3 月末日までに規定する書類を添えて 申請しなければならないが、期限ま でに提出していないクラブがあった。 西尾市職員互助会クラブ活動補助金 要綱に則った事務を遂行されたい。	・認定クラブに対して、提出期限の徹底を促します。
(3) 契約事務において、契約書に収入 印紙が貼付されていないものがあっ た。また、起案文、契約書に契約保 証金免除条項のないものや、一者随 意契約理由が不明確なものがあつた 事務の執行にあたっては、基本的な 事務の取扱いを十分確認し、法令等 を遵守した事務を遂行されたい。	・契約書印紙に関しては、税務署に確認しました。 今後、印紙の必要な契約については貼付を依頼します。 ・起案文、契約書の記載もれ等については、今後記載を 徹底します。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。